

# 河内長野市小規模資金融資のご案内

河内長野市では、大阪府との連携により市内の小規模事業者の皆様に対して、経営の安定を図るため、事業活動に必要な資金を融資いたします。手続きについては、必ずご本人で原則取扱金融機関へお申込みください。  
取扱金融機関と取引のない方については、市役所産業観光課にて受付いたします。

本融資は、「大阪府小規模資金」の一部としての取り扱いとなりますので、大阪信用保証協会の保証付融資となります。

## 1. 利用資格

- ①**個人事業者**：融資申込日において、市内に6ヶ月以上居住し、かつ原則として市内の同一場所において同一事業を引き続き6ヶ月以上営んでいる方。
- ②**法人事業者**：融資申込日において、原則として市内の同一場所において同一事業を引き続き6ヶ月以上営んでいる方。

上記①②のいずれかに該当し、下記の融資対象業種に属する事業を営む小規模事業者です。

※税金の申告をしていることが必要です。

### 【融資対象業種】

製造業（物品の加工修理業も含む）・鉱業・土石採取業・木材伐出業・建設業・物品販売業・  
不動産業・運送業・通運業・倉庫業・印刷業・出版業・飲食店業（風俗営業、風俗関連営業は除く）・  
保険代理業・サービス業（集金業・取立業などは除く） など。

**小規模事業者**とは、次のいずれかに該当する方です。

なお、会社の場合は、資本金または出資の額が1,000万円以下のものです。

- ①常時使用する従業員数が20人（商業、娯楽・宿泊業を除くサービス業は5人）以下の会社及び個人
- ②事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合
- ③常時使用する従業員数が20人以下の協業組合
- ④事業協同組合（組合員の3分の2以上が融資対象の事業を行う者であるもの）
- ⑤常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人

※下記のいずれかに該当する場合には、この制度を利用できません。

- ①大阪信用保証協会またはその他の信用保証協会が行った代位弁済にかかる債務の履行を完了していない場合
- ②金融機関と取引停止中、または第1回不渡りとなった後6ヶ月を経過していない場合
- ③保証資金が、保証の承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
- ④許認可等を要する事業を営む方で、その許認可等を受けていない場合

## 2. 申込受付期間

<常時受付>

※調査時に必要となる書類・帳票については、項目6をご覧ください。

## 3. 融資限度額及び融資条件

### (1) 融資限度額

|         |       |
|---------|-------|
| 運 転 資 金 | 500万円 |
| 設 備 資 金 |       |

(注) この融資は、信用保証付き融資であるため、信用保証協会に保証残額がある場合は、申込額と合わせて2,000万円以内の申込額となりますので、事前にお問合せください。

### (2) 融資条件

|       |   |
|-------|---|
| 資金用途  | 市内事業所のための運転資金・設備資金  |
| 貸付利率  | 年 1.00% (H31.4.1現在)<br>(大阪府小規模資金の利率から0.6%を減じた利率)          |
| 融資期間  | 7年以内  |
| 返済方法  | 毎月元金均等分割返済(据置期間は6ヶ月以内)                                    |
| 借換え   | 新規事業資金のための融資申込みの場合は可<br><u>借金返済のための借換え(旧債振替)は認められません。</u> |
| 信用保証料 | 大阪信用保証協会所定(年0.5~2.2%)                                     |

### (3) 連帯保証人

| 申込者区分 | 連 帯 保 証 人     |
|-------|---------------|
| 個 人   | 原則として、不要      |
| 法 人   | 原則として、法人代表者のみ |
| 組 合   | 原則として、代表理事のみ  |

なお、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を持つ方
- ・事業承継予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員等

#### 4. 取扱金融機関（支店名）

|         |                     |          |
|---------|---------------------|----------|
| 地 方 銀 行 | 南都（河内長野）<br>大正（千代田） | 紀陽（河内長野） |
| 信 用 金 庫 | 大阪シティ（河内長野）         |          |
| 信 用 組 合 | 成協（河内長野）            |          |

#### 5. 融資申込に必要な書類

| 添 付 書 類   | 申込者区分        |    |    |
|---|--------------|----|----|
|   | 個人           | 法人 | 組合 |
| ① 保証協会所定の申込用紙（大阪府融資申込書、保証人等明細書、<br>申込人概要、資産負債及び収入支出）    | 各1           | 各1 | 各1 |
| ② 河内長野市小規模資金申込書   | 1            | 1  | 1  |
| ③ 事業計画書   | 各1           | 各1 | 各1 |
| ④ 信用保証委託契約書   | 1            | 1  | 1  |
| ⑤ 小規模資金申込に係る融資残高申告書                                     | 1            | 1  | 1  |
| ⑥ 「保証協会団信」加入意思確認書                                       | 1            | 1  | 1  |
| ⑦ 個人情報に関する市の同意書<br>（市用、銀行用）                             | 申込者          | —  | —  |
|   | 連帯保証人（法人代表者） | —  | 各1 |
| ⑧ 個人情報に関する府の同意書<br>（協会用、銀行用）                            | 申込者          | —  | —  |
|   | 連帯保証人（法人代表者） | —  | 各1 |
| ⑨ 印鑑証明書<br>（発行後3ヶ月以内のもの）                                | 申込者          | 1  | 1  |
|   | 連帯保証人（法人代表者） | —  | 1  |
| ⑩ 住民票（発行後3ヶ月以内のもの）                                      | 1            | —  | —  |
| ⑪ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書<br>（発行後3ヶ月以内のもの）                  | —            | 2  | 2  |
| ⑫ 市府民税及び固定資産税の完納証明書<br>（税額が発生していない場合は所得証明書）             | 1            | 1  | 1  |
| ⑬ 確定申告書及び別表（写）（直近2期分）                                   | 各3           | 各3 | 各3 |
| ⑭ 決算書及び附属明細書（写）（直近2期分）                                  | —            | 各3 | 各3 |
| ⑮ 資金用途が設備資金の場合は、宣誓書・契約書（写）・見積書（写）等<br>資金用途が運転資金の場合は、宣誓書 | 1            | 1  | 1  |
| ⑯ 申込者が飲食店業者の場合は、風俗営業を行っていないことの宣誓書                       | 該当するもの各1通    |    |    |
| ⑰ 組合・医療法人の場合、借入についての理事会議事録                              |              |    |    |
| ⑱ その他必要と認められる書類   |              |    |    |

## 6. 現地調査（事業所等訪問）時に必要となる書類

- ①確定申告書原本
- ②事業所・自宅について
  - ・自己所有の場合…不動産の権利書
  - ・借家借地の場合…賃貸借契約書等（契約日・所在地・家賃を確認できるもの）
- ③家賃・公共料金の支払い領収書（6か月程度）
- ④通帳一式
- ⑤帳簿・証憑書類（売上・仕入・経費などを確認できるもの）
- ⑥借入金ある場合は返済明細書（住宅ローン等も含む）

※上記の書類は一例であり、上記の他に書類が必要となる場合もございます。

具体的に必要となる書類については、現地調査の前にご連絡いたしますが、あらかじめご了承下さい。

### ◆申込書の配布・受付に関する問い合わせ先

…各取扱金融機関

### ◆融資制度・信用保証料補助に関する問い合わせ先

（取扱金融機関との取引がない方については、市役所にて受付致します。）

…河内長野市 環境経済部 産業観光課

Tel 0721-53-1111（内線 489）